

# 終活事典123

②1

## 遺言書

遺言書とは個人の最終意思が表示された書面のことをいいます。遺言書があれば、死亡後でも一方的な意思表示のみで法律上の効力を生じさせる

## “争族”にならないために

ことができます。自身が亡くなった後の親族間の争いを避けるためにも遺言書の作成をお勧めします。  
遺言書がない場合、相続人全員で遺産分割協議をしなければなりません。合意に応じない相続人が1人でもいれば、遺産の分割ができません。話し合いが難しい場合は、調停や裁判などの申し立てが必要になり、財産の配分を巡った親族間の骨肉の争いが何年にもわたって続くことになり

ます。  
また、相続人の中に行方不明の人がいる場合には、裁判所に対して財産管理人選任の申し立てが別途必要になり、手続きがより複雑になります。このような事態を避けるためには、遺言書を作成して自分が誰に対してどのように財産を分けてあげたいのか意思を明確にしておく必要があります。

遺言書には自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言と種類があり、それぞれ作成に当たっては厳格に様式が定められています。  
遺言の内容を考えるに当たっても、自身の生前の財産形成に寄与した人がいる場合には寄与分や、兄弟姉妹以外の法定相続人がいる場合には遺

言によっても奪えない権利である遺留分などの権利がありますので、それらを踏まえた上で内容を決めることが望ましいでしょう。  
この点を踏まえずに作成すると、親族間での不公平感から確執が生じる恐れがあります。このような遺言の形式の選択や内容の検討も含めて、作成時には1人で悩まずに必要に応じて専門家に相談をすることをお勧めします。

残された家族やお世話になった人たちが、自分が亡くなった後も末永く良好な関係を築いていくために、遺言の作成などの相続対策について生前から意識しておきたいものです。

(終活アドバイザー・弁護士・関口久美子)



イラスト/小林優一 SHIMOTSUKE GRAPHICS